

## 「危機管理型水位計に係る見積もり等公募（第1期）」の再公募について

標記について、下記のとおり公募します。

今回の公募では、青森県、山形県、愛媛県、長崎県、三条市、神戸市、橋本市、伊勢市が、危機管理型水位計の台数や調達の時期、危機管理型水位計仕様書（超音波式・化学電池・制御型）等の見積もり条件を見直し、共同で見積もりをお願いします。ご提出を頂きました応募資料等をもとに、県市で総合的に審査し、調達する危機管理型水位計を特定いたします。特定された場合は、今回の公募においてご提出を頂きました見積金額に基づき、各県、市において、下記の表のとおり危機管理型水位計を調達する契約を行います。

### 記

#### 1. 公募による見積もりの対象：

公募による見積もりの対象とする危機管理型水位計は、次のとおりです。

【危機管理型水位計（超音波式・化学電池・制御型） 147～182台（見込み）】

※各自治体の精査により、±5%程度の数量の変動が生じるおそれがあります。

団体名	単位	数量			
		2018年 7月31日迄	2018年 9月30日迄	2019年 3月31日迄	合計
青森県	台		60		60
山形県	台	20	30		50
愛媛県	台		10		10
長崎県	台			(35)	(35)
三条市	台	4			4
神戸市	台	3			3
橋本市	台			1	1
伊勢市	台	4		15	19
合計	台	31	100	16～51	147～182

#### 2. 仕様書等

【別紙1】：危機管理型水位計仕様書（超音波式・化学電池・制御型）（再公募）

【別紙2】：危機管理型・クラウド水位計伝送仕様

【別紙3】：危機管理型水位計見積もり対象イメージ図

#### 3. 応募資料等

##### 1) 見積もり書（様式1-1、様式1-2）

(1) 機器本体の価格のみ計上して下さい。輸送費は計上しないで下さい。

- (2) 取付治具（水位計、計測制御装置、通信装置、電源装置、収納ボックス以外の取り付け用付属物）の購入費は計上しないで下さい。
  - (3) 危機管理型水位計一式の単価は工場出荷価格とし、工場出荷までに要する工場等の経費を含みます。
  - (4) 以下の経費等は含みません。
    - ・納入場所までの輸送費
    - ・発注者の工場立入確認等に要する費用
    - ・消費税相当額
  - (5) 出荷場所の所在地等を記入して下さい。
  - (6) 納入時期に問題がある場合は指定の欄に記入して下さい。
- 2) カタログ等の提出
- 見積りの対象とする水位計のカタログを1式（様式2-1の機器仕様等の内容を含むこと）提出して下さい。
- また、「危機管理型水位計仕様書（超音波式・化学電池・制御型）」（別紙1）に対する適合状況について様式2-2に記入して下さい。
- 3) 危機管理型水位計の機能・性能、使いやすさについて様式（A4、各1枚）に記入して下さい（様式3、4）。
- ・耐久性、耐湿性、耐雷性
  - ・観測精度
  - ・通信の確実性（アンテナ性能）
  - ・通信仕様
  - ・メーカー保証期間
  - ・耐寒性、耐雪性、耐塩性（寒冷地仕様の場合）
  - ・設置方法、交換方法
  - ・サポート体制など
- 4) 実物サンプルの送付
- 見積りの対象とする水位計の実物サンプルを1台、郵送先に送付して下さい。審査終了後、郵送（着払い）にて返却します。なお、機器の故障等につきましては一切の責任を負えませんので、見積りを提出される社におきまして適切な措置を講じられますようお願いいたします。
4. 見積もり書等の有効期限：平成31年3月31日
5. 提出期限：①様式1-1、1-2、3、4及びカタログ 平成30年6月20日（水）17時（必着）  
②実物サンプル 平成30年7月2日（月）17時（必着）
6. 提出先：
- 1) 5. ①、②ともに、送付先は「一般財団法人河川情報センター（危機管理型水位計運用協議会運営事務局）」宛てとして下さい。
  - 2) 5. ①については、郵送により1部提出願います。なお、期日までに到着しない場合はE-Mail、FAXによる提出も可能としますが、この場合は平成30年6月22日（金）17時までに押印した正式な資料を提出して下さい。

7. 郵送先、問合せ先

〒102-8474

東京都千代田区麹町1丁目3番地ニッセイ半蔵門ビル

一般財団法人河川情報センター（危機管理型水位計運用協議会運営事務局）

電話番号：03-3239-2641

FAX：03-3239-0929

問合せ先：一般財団法人河川情報センター 企画・調整部 山中、富田(kss-kikaku@river.or.jp)

8. 資料作成にあたっての心得

- 1) 本資料の作成、提出等にかかる費用は、作成者の負担となります。
- 2) 資料提出後に不明な点等に対して問い合わせを行う場合があるので、必ずご担当の方の連絡先（電話番号およびメールアドレス）を記入願います。
- 3) 資料作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また競争を制限する目的で他社の者と価格について、いかなる相談も行わずに資料を提出して下さい。
- 4) 提出していただいた資料及び補足資料は、積算の目的以外に使用しない他、原則として公にするものではありません。